

# 人間・環境学会誌 (MERAJournal) 短報論文審査規程

## 1. 審査対象

本審査規程の対象とする論文の範囲は人間・環境学会誌投稿規程に定める短報論文とする。

## 2. 審査員

(1) 論文は編集委員会によって審査され、その掲載の可否が決定される。審査員は審査委員会によって選定された2名が担当し、うち1名は原則として編集委員が務める。審査員2名の専門分野は人文社会系・理工系のいずれかに偏らず、出来るだけ広い範囲から当該論文に相応しい者を選ぶ。

(2) 審査の公平を期するため、著者と同じ大学研究室や企業に属するなど利益相反のある審査員は避けることとする。

(3) 審査員名は著者に対して明かされないこととする。

## 3. 審査の方法

(1) 審査の手続きを通して編集委員会と著者の連絡の際には、審査員が特定できる情報は全て削除する。

(2) 論文の審査期間は編集委員会が審査員に関連する書類を送付した日から30日間以内とする。

(3) 審査員は投稿規程に定めた審査基準に準拠して、当該論文が人間・環境学会誌に掲載するに相応しい人間・環境学に関する研究成果であるか評価する。

(4) 審査員は審査の結果を「採用」「条件付き採用」「不採用」のいずれかとして編集委員会に返信する。

(5) 審査員は審査結果の返信においては、採用、条件付き採用、不採用の評価に加えて、審査書に審査の意見及び評価の理由を簡潔かつ具体的、客観的に明記する。

(6) 審査期間を終了しても審査員から審査結果が返信されない場合、編集委員会が審査員に代わって審査を行う。

## 4. 人間・環境学会誌への採否の判定方法

(1) 当該論文の人間・環境学会誌への採否の判定は、当該論文の審査を担当した2名の審査員の審査結果を確認し、2名の「採用」によって採用、2名の「条件付き採用」によって条件付き採用とし、2名の「不採用」によって不採用とする。

(2) 2名の審査員の審査結果のうち1名が「採用」でもう1名が「条件付き採用」の場合は条件付き採用とする。

(3) 2名の審査員の審査結果のうち1名のみが「不採用」の場合は、編集委員会が採否を判定する。

		審査員 1		
		採用	条件付き採用	不採用
審査員 2	採用	A	B	C
	条件付き採用	B	B	C
	不採用	C	C	D

A：採用

B：条件付き採用

C：編集委員会で作判断する

D：不採用

## 5. 査読結果の通知

(1) 当該論文の採否判定の終了後、編集委員会は著者に対して判定結果を通知する。

(2) 判定結果の通知の際には、審査員の審査書を添付する。

## 6. 条件付き採用論文の再判定

(1) 条件付き採用の判定を受けた著者は、修正論文及び回答書を作成し、判定結果通知後30日間以内に編集委員会に送付する。

(2) 修正論文および回答書を編集委員会で作判断し、条件を満たすと判定された場合は採用とし著者に通知する。

## 7. 掲載論文の作成

採用判定とされた論文に対して、審査員より審査書を通して軽微な修正意見が示されている場合、あるいは編集委員会より論文書式についての修正の指示が出された場合、著者は修正された掲載論文を速やかに作成して編集委員会に送付する。

## 8. 審査結果に対する異議申し立てと再審査

(1) 論文の不採用の判定結果に異議がある場合、著者は編集委員会に対して異議申し立てをすることができる。

(2) 異議申し立てがあった場合、編集委員会は異議の可否の判定を行い、再審査が妥当であると認められた場合は再審査を行う。

(3)再審査を行う場合の審査対象論文は不採用判定が確定した時点のものとし、新規論文と同様に扱う。

#### 9. その他

本規程に定められていない事項について処理を行う必要が生じた場合は、編集委員長は編集委員会及び運営委員会に諮り、その承認を経て対応するものとする。

2019年4月3日

作成・施行